

久留米市三潞総合福祉センター指定管理者募集に係る質問及び回答

令和6年8月9日

番号	質問の該当資料名及び項目	質問内容	回答	回答日
1	仕様書 3ページ	3 建物及び施設の概要 当該施設は、「平成6年4月に使用を開始、平成22年にリニューアル工事を実施」とあるが、今後、経年劣化等により大規模修繕の予定はあるのか。	現時点で大規模修繕の予定はありません。	令和6年8月9日
2	仕様書 3ページ	3 建物及び施設の概要 設備の故障などにより、浴場や厨房の営業ができない場合は、指定管理料への影響や休業補償などはあるのか。	仕様書96ページ、別紙5の久留米市三潞総合福祉センター指定管理者リスク分担表中「改修整備」に記載のとおり、協議により定めることとなります。	令和6年8月9日
3	仕様書 4ページ	4 開館時間等 (2)開館時間 ①浴場 浴場は、「土曜日は午後9時まで延長することができる」とあるが、土曜日についても、午前10時から午後4時までの利用時間とすることは問題ないか。	久留米市三潞総合福祉センター条例第7条のとおり、土曜日の浴場を、午前10時から午後4時までの利用時間とすることは、可能です。	令和6年8月9日
4	仕様書 4ページ	4 開館時間等 (2)開館時間 ①浴場 指定期間中にエネルギー高騰等の事情から、やむを得ず浴場の利用日を減じることは問題ないか。	浴場利用日の変更については、久留米市三潞総合福祉センター条例第7条第2項のとおり可能です。	令和6年8月9日
5	仕様書 5ページ	9 運営経費に関すること (1)管理運営に係る経費に関すること 但し書きに「福祉センターの管理運営に大きく影響を及ぼす税制改正その他の法令改正等については協議により定めることとする」とある。最低賃金法に基づく最低賃金額の引上げが見込まれるが、このことは、福祉センターの管理運営に大きく影響を及ぼす税制改正その他の法令改正等に該当するのか。	最低賃金引上げによる人件費の増額は、通常想定される範囲であるため、該当しないと判断しております。	令和6年8月9日
6	仕様書 8ページ	15 送迎車の運行 「福祉センターと周辺地域を巡回する無料送迎車及び、団体(5人以上)の無料送迎車を運行すること」とあるが、無料送迎車の運行日、運行時間、運行ルートは定められているのか。	無料送迎車の運行日、運行時間、運行ルートに定めはありません。	令和6年8月9日
7	仕様書 8ページ	15 送迎車の運行 利用者のニーズに応じて、隔日運行や予約制のオンデマンド運行とすることは問題ないか。	差支えありません。	令和6年8月9日
8	仕様書 96ページ	別紙5 久留米市三潞総合福祉センター指定管理者リスク分担表 物価変動による人件費、物件費等経費の増については、「※著しい物価変動が発生した場合は、高騰した経費の負担等について市と指定管理者で協議します」とあるが、具体的にどのような場合に協議を想定されているのか。	安定的な施設運営に支障をきたす場合を想定しております。	令和6年8月9日